

事 務 連 絡

令和2年5月15日

関係団体各位

中国運輸局自動車交通部長

自動車技術安全部長

新型コロナウイルスに係る感染予防対策の徹底について（通知）

昨日5月14日に中国地方各県においては、4月16日に全国に発令されていた「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されたところです。

しかしながら、特別警戒都道府県の8都道府県については未だ解除されておらず、収束の見通しも立っていない状況にあります。

つきましては、貴団体におかれましては引き続き感染拡大を防止するため、全国団体から発出された「新型コロナウイルス感染予防対策ガイドライン」等に沿った必要な対策を講じて頂きますよう傘下会員に対し、周知方お願いします。

なお、傘下会員の従業員等に感染が確認された場合には、速やかに中国運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官あて報告いただくよう併せてお願いします。

【報告先】

〒730-8544

広島市中区上八丁堀6-30

中国運輸局自動車技術安全部保安・環境調整官

電話（平日）082-228-9144

電話（夜間・休日）090-9062-7793

FAX 082-228-9148

